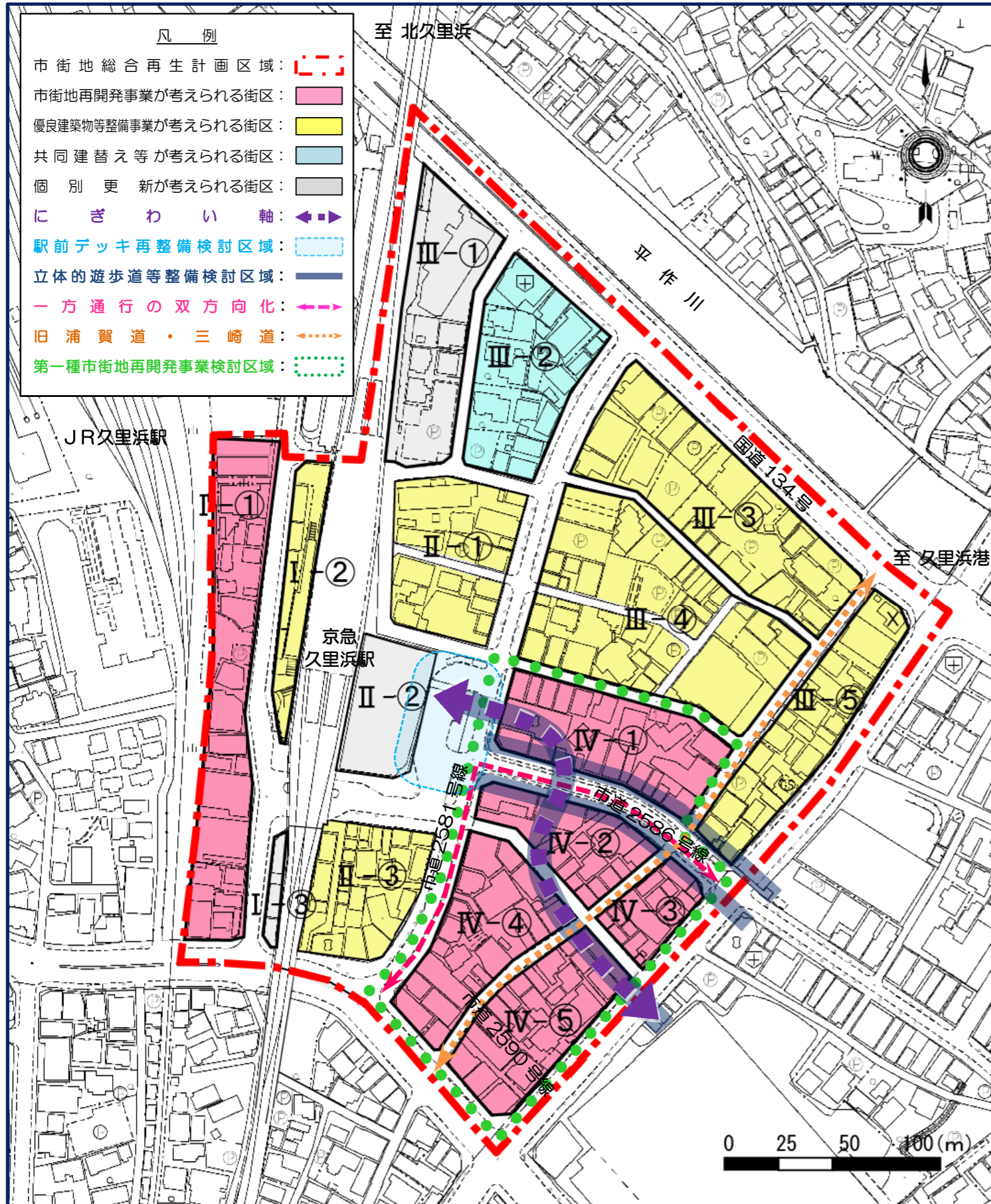


京急久里浜駅周辺地区市街地総合再生計画図



●再開発事業の実施に関する計画

- ・街区ごとに想定される事業手法を下表及び左図のとおり整理した。複数の整備手法が考えられる場合は、優先順位を以下のとおりとしている。
「市街地再開発事業」>「優良建築物等整備事業」>「共同建替えによる事業」
- ・今後、具体的に事業を計画する場合は、各街区の状況を踏まえた個別の検討を要する。

表 街区ごとに想定される事業手法一覧

街区	事業手法	街区	事業手法
I	① 市街地再開発事業	II	① 優良建築物等整備事業
	② 優良建築物等整備事業		② 個別更新
	③ 個別更新		③ 優良建築物等整備事業
III	① 個別更新	IV	① 市街地再開発事業
	② 共同建替え		② 市街地再開発事業
	③ 優良建築物等整備事業		③ 市街地再開発事業
	④ 優良建築物等整備事業		④ 市街地再開発事業
	⑤ 優良建築物等整備事業		⑤ 市街地再開発事業

●建築物の整備に関する計画

- ・効率的な土地利用を図るため共同建替えを推進する。
- ・多様な都市機能を複合した施設とすることを促し、住まう人・訪れる人にとって便利で魅力的な建物となるよう計画を誘導する。
- ・誰もが快適な生活を送れるようユニバーサルデザイン等への対応を誘導する。
- ・壁面の位置や意匠・形態に配慮しながら、美しい街なみを形成するよう配慮する。

●地区施設の整備に関する計画

- ・狭い道路の拡幅や歩道整備について検討する。道路幅員の拡幅にあっては、車のすれ違いが可能な6m以上の確保を基本とする。
- ・市街地再開発事業等による街区再編の検討にあっては、**歴史ある道として、旧浦賀・三崎道の形跡を残す**よう検討する。

●公開空地等の整備に関する計画

- ・駐車場の集約化や駅前広場の拡張、広場等のオープンスペースの整備を図る。
- ・憩い・交流の場づくりや災害時の避難場所の確保等に向けて、道路沿いに歩道状又は街区の角地等に広場状空地を確保する。
- ・市街地再開発事業等と合わせた**駅前デッキの再整備（人工地盤等による拡張、延長等）を図る**。
- ・駅前デッキの再整備と併せて、広場状空地等を確保することで、駅前広場の機能の拡充を図る。
- ・歩行者の利便性と安全性の向上や**にぎわい軸の形成**に向けた**立体的遊歩道の整備**を図る。
- ・まちづくりの動向を踏まえながら、必要に応じて**市道 2581 号線及び 2586 号線を拡幅し、現行の一方通行から双方通行が可能な道路と**することを検討する。

●当面の整備内容

- ・**第一種市街地再開発事業**（IV-①～⑤街区）

●その他必要な事項

- ・建築物の更新を計画的に誘導するため、地区計画制度や建築協定等「まちづくりのルール」の検討を行う。
- ・住民等発意のまちづくりの必要性の啓発及び住民等によるまちづくり活動の誘導・支援（情報提供・専門家派遣等）により、関係権利者の理解を得ながら地元主体のまちづくりを進めていく。